

## 第3回犯罪被害実態（暗数）調査結果概要

（平成20年版犯罪白書から抜粋）

### 1 概説

刑事政策として効果的な治安対策を考える場合、その前提として、犯罪の発生状況を正確に把握しておくことが必要不可欠である。そのためには、①警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法と、②一般国民を対象としたアンケート調査等により、警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べる方法（暗数調査）がある。②の暗数調査は、定期的を実施することにより、初めて①の認知件数との経年比較が可能となる。①と②は、犯罪情勢を知る上で言わば表裏一体のものであり、お互いを相補う形で活用することによって有効な刑事政策を考えることができる。

欧米の主要先進国では、かなり以前から暗数調査の重要性が認識され、米国や英国では30年ほど前から、ほぼ毎年、全国規模の暗数調査が実施されており、その結果が刑事政策に反映されてきた。また、1989年（平成元年）には、犯罪被害の国際比較を目的として、国際犯罪被害実態調査（ICVS: International Crime Victimization Survey）が開始され、その後もおおむね4年ごとに世界規模で実施されて、国連機関の指導等の下、標準化された質問票を用いた調査に、これまで78か国・地域の30万人を超える人々が参加している。

我が国では、法務総合研究所が、第4回国際犯罪被害実態調査に参加することとなり、2000年（平成12年）に第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を実施した。以後4年ごとに同調査に参加し、2004年（平成16年）の第2回調査を経て、本年（平成20年）1月から3月にかけて、層化二段無作為抽出法により全国から選んだ16歳以上の男女6,000人（男女同数）を対象として、質問紙を用いた調査員による聞き取り方式及び調査対象者の自記式（調査対象者が自ら質問紙に回答を記入し、封をした上で調査員に手渡す方法で、性的事件被害の調査用）を併用して、第3回調査を実施した。前2回の調査と異なる点は、犯罪被害者等基本計画を具体化する一環として、より詳細に犯罪被害の状況を調査するため調査対象者数を倍にしたこと、男女別を問わず、すべての調査対象者に自記式調査票を用いて性的事件に関する調査を行ったことである。

### 2 第3回調査の結果

回答が得られた者は3,717人、回答率は62.0%であった。なお、回答者の内訳は、男子1,756人（47.2%）、女子1,961人（52.8%）となっている。

#### (1) 犯罪被害の種類

国際犯罪被害実態調査（ICVS）では、犯罪被害の実態を世帯犯罪被害と個人犯罪被害に

分けて調査している。これらの犯罪被害は、国際比較を可能とするため、当該被害の実態に共通の要素を基準とした国際標準の定義に基づいて調査しており、特定の国の法律上の犯罪類型とは必ずしも合致しない場合を含んでいる（詳細は、**図1**の注に掲げた、犯罪被害態様別の定義を参照されたい。）。世帯犯罪被害とは、世帯単位での犯罪被害の有無の調査であり、例えば「あなたは、又はあなたの世帯では、自転車を盗まれたことがありましたか」という問いで被害を調査する。調査対象となる犯罪被害は、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入及び不法侵入未遂である。また、個人犯罪被害とは、個人単位での犯罪被害の有無を調査するもので、例えば「あなたは、暴行・脅迫の被害に遭ったことがありましたか」という問いで被害を調査する。調査対象となる犯罪被害は、強盗、個人に対する窃盗（世帯犯罪被害としての車両関連の窃盗被害を除外する趣旨）、暴行・脅迫及び性的事件である。

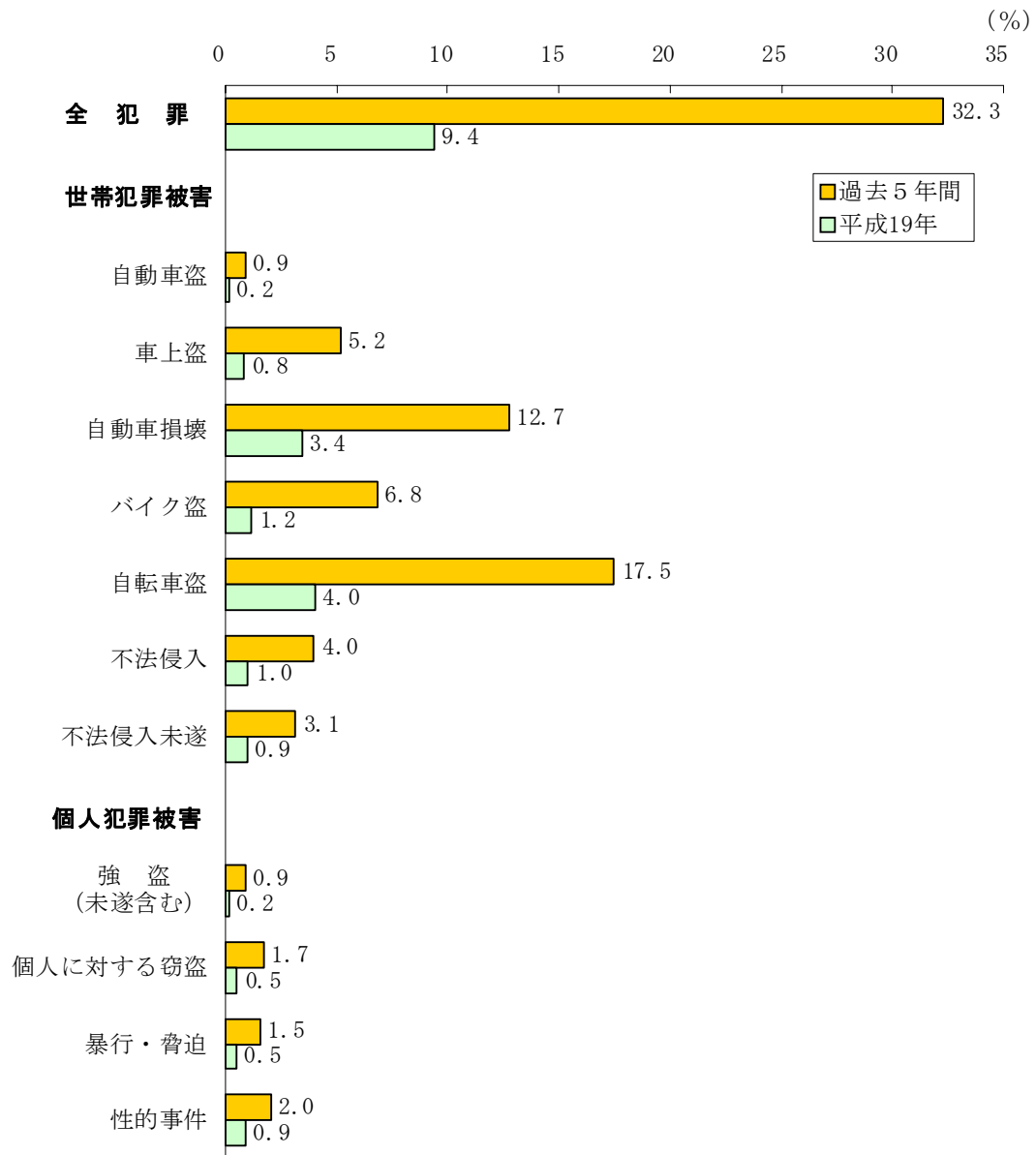
## **(2) 犯罪被害の実態**

### **ア 被害態様別犯罪被害率**

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間（調査実施時点以前の5年間をいう。以下、本節において同じ。）及び平成19年中に、それぞれ1回以上犯罪被害に遭った比率（以下、本節において「被害率」という。）を被害態様別に見ると（**図1**）、世帯犯罪被害の中では、自転車盗の被害率が最も高く、自動車損壊、バイク盗がこれに続いている。他方、個人犯罪の被害率は、全般的に世帯犯罪被害のそれよりも低い。

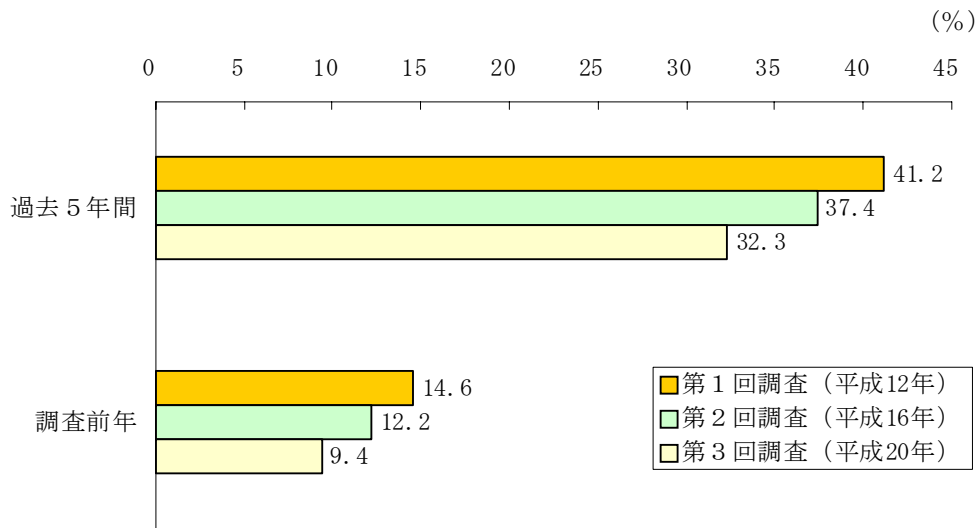
また、すべての種類の犯罪被害（全犯罪被害）のうち、いずれかの被害に遭った者の比率は、過去5年間では全回答者の32.3%であり、調査前年の平成19年1年間では9.4%であった。この点に関して、第1回調査から今回までの経年比較を見ると（**図2**）、過去5年間及び調査前年の被害率ともに、低下傾向にあることが分かる。

図1 第3回調査 被害態様別過去5年間・平成19年の被害率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 「過去5年間」とは、平成20年1月以前の5年間をいう。
- 3 「全犯罪」は、11種類の態様のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
- 4 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。
- 5 「強盗」とは、日本の場合、法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する行為を含む。
- 6 「個人に対する窃盗」とは、世帯犯罪被害に含まれる車両関連の窃盗との対比で用いる概念であり、具体的には「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」及び「ひったくり」以外の窃盗である。
- 7 「性的事件」とは、強姦(未遂を含む)、強制わいせつ、不快な行為(痴漢、セクハラなど)を指し、日本の法律上必ずしも処罰の対象とはならない行為も一部含まれる。

図2 過去5年間・調査前年の全犯罪被害の被害率



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「過去5年間」とは、第1回調査（平成12年）においては、平成12年2月以前の5年間、第2回調査（平成16年）においては、16年2月以前の5年間、第3回調査（平成20年）においては、20年1月以前の5をいう。

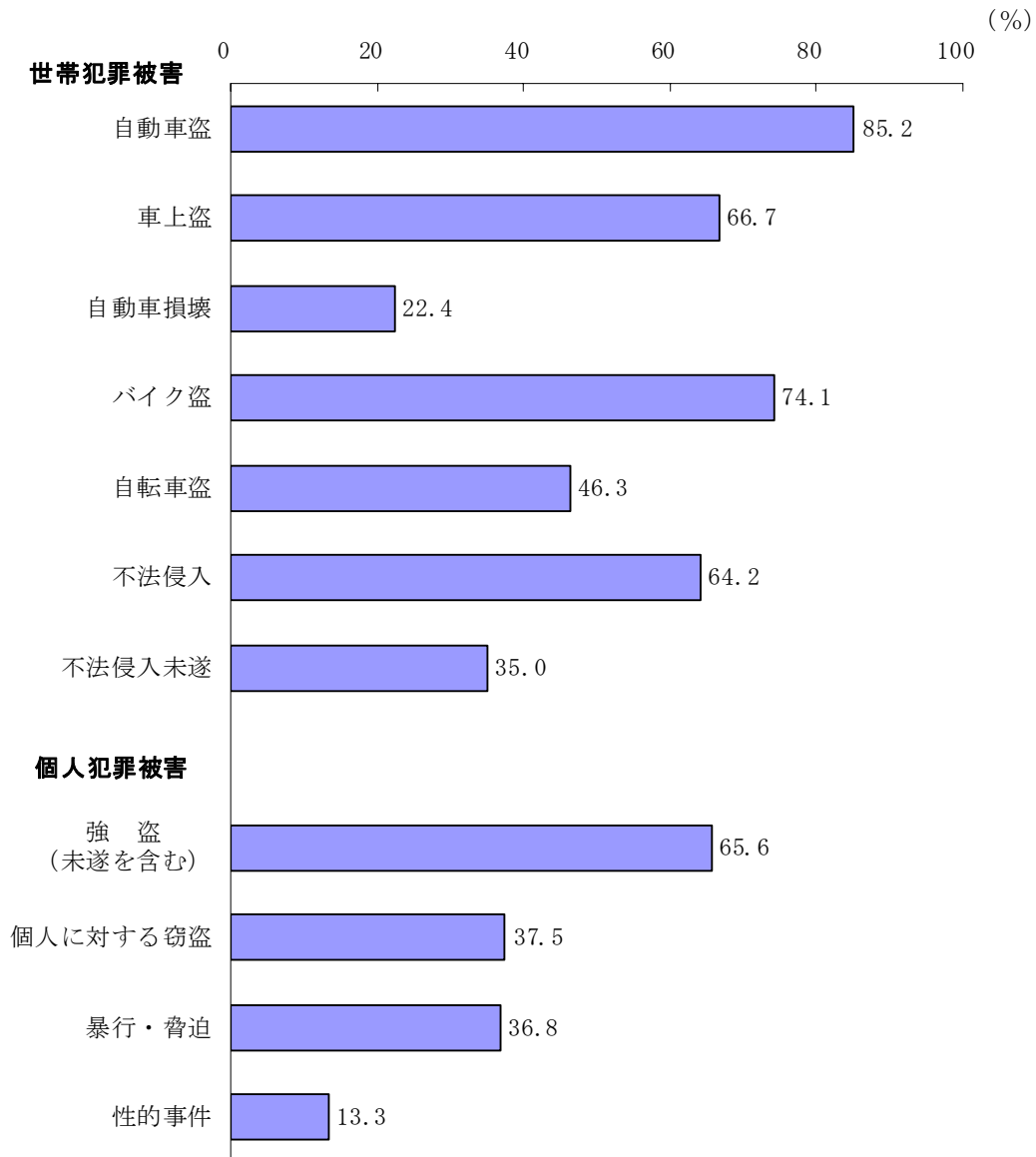
3 「全犯罪被害」は、「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」、「自転車盗」、「法侵入」、「不法侵入未遂」、「強盗」、「個人に対する窃盗」、「暴行・脅迫」及び「性的事件」のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。

### イ 被害態様別被害申告率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間にこれらの被害に遭った世帯及び個人につき、直近の被害を捜査機関に届けた比率（以下、本節において「被害申告率」という。）を被害態様別に見ると（図3）、世帯犯罪被害では、自動車盗、バイク盗、車上盗及び不法侵入の順に被害申告率は60%を超えている。他方、自動車損壊や不法侵入未遂の被害申告率は低く、被害態様による差が大きい。自動車損壊及び不法侵入未遂の被害を申告しなかった理由は、双方の被害態様とも「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が最も多く、それぞれ61.6%、68.7%であった。

個人犯罪被害では、強盗の被害申告率が比較的高く、その理由は、「犯人を捕まえてほしいから／処罰してほしいから」が最も多かった（57.1%）。被害申告率が最も低い性的事件の被害を申告しなかった理由は、「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が最多であった（43.9%）。

図3 第3回調査 被害態様別の被害申告率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について質問した。  
 3 「強盗」とは、日本の場合、法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する行為を含む。  
 4 「個人に対する窃盗」とは、世帯犯罪被害に含まれる車両関連の窃盗との対比で用いる概念であり、具体的には「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」及び「ひったくり」以外の窃盗である。  
 5 「性的事件」とは、強姦(未遂を含む)、強制わいせつ、不快な行為(痴漢、セクハラなど)を指し、日本の法律上必ずしも処罰の対象とはならない行為も一部含まれる。

### (3) 被害態様別犯罪被害の経年比較

全犯罪被害の経年比較は、図2のとおりであるが、ここでは、さらに過去5年間の被害態様別被害率・申告率について、第1回から第3回までの経年比較を行う(表1)。

世帯犯罪被害の被害率では、低下傾向にあるのが、自動車損壊、バイク盗、自転車盗である。自動車盗、車上盗、不法侵入及び不法侵入未遂については、大きな変動は見られない。被害申告率では、自動車盗は増減を経ながら上昇し、車上盗に関しては一貫して上昇したこと、不法侵入未遂に関して増減があること以外、大きな変動は見られない。

個人犯罪被害の被害率では、低下傾向にあるのが、個人に対する窃盗及び性的事件である。強盗及び暴行・脅迫では、若干の増減が見られる（なお、第2回調査で、強盗の被害率が低下したのは、この部分に関して調査票の内容が国際標準と異なり、「恐喝」、「ひったくり」の類型を除外したため、国際標準の調査票に戻した第3回と第1回の結果を比較すると、大きな変動は見られない。）。被害申告率では、強盗は、第1回及び第2回と比べて、第3回ではかなり上昇した。個人に対する窃盗は、3回の調査を通じて大きな変動は見られない。暴行・脅迫に関しては、第2回が第1回と比べてかなり上昇したものの、第3回では低下した。性的事件については、第2回が第1回と比べて上昇したものの、第3回ではやや低下した。

表1 被害態様別被害率・被害申告率（過去5年間）の経年比較

被害態様	第1回調査（平成12年）		第2回調査（平成16年）		第3回調査（平成20年）	
	被害率	申告率	被害率	申告率	被害率	申告率
<b>世帯犯罪被害</b>						
自動車盗	0.7	61.5	0.7	100.0	0.9	85.2
車上盗	5.7	41.7	7.1	64.3	5.2	66.7
自動車損壊	16.8	20.9	15.5	21.5	12.7	22.4
バイク盗	12.4	72.7	10.3	75.0	6.8	74.1
自転車盗	27.3	36.1	23.2	48.1	17.5	46.3
不法侵入	4.1	61.1	3.9	64.2	4.0	64.2
不法侵入未遂	2.6	36.2	2.7	19.3	3.1	35.0
<b>個人犯罪被害</b>						
強盗（未遂を含む）	0.6	30.8	0.3	28.6	0.9	65.6
個人に対する窃盗	2.7	43.3	2.2	33.3	1.7	37.5
暴行・脅迫	2.1	21.3	1.1	50.0	1.5	36.8
性的事件	2.7	9.7	2.5	14.8	2.0	13.3

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「過去5年間」とは、第1回調査（平成12年）においては、平成12年2月以前の5年間、第2回調査（平成16年）においては、16年2月以前の5年間、第3回調査（平成20年）においては、20年1月以前の5年間をいう。

3 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。

4 「強盗（未遂を含む）」については、第1回調査（平成12年）では「暴力又は脅迫により何かを盗まれた（強盗事件に遭われた）ことがありますか。また、誰かに暴力や脅迫によって何かを奪われそうになったことがありますか。スリの被害は除いてください。」と質問し、第2回調査（平成16年）では、「暴行や脅迫を受けて、抵抗できない状態でお金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったこと（つまり、強盗の被害に遭ったこと）がありましたか。スリやひったくりの被害は含めないでください。」と質問した。第2回調査（平成16年）では、「恐喝」及び「ひったくり」は、別項目で調査した。第3回調査（平成20年）においては、原文の国際犯罪被害実態調査（ICVS）の調査票（英文）の記載に沿って「暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったこと（強盗、恐喝、ひったくりの被害に遭ったこと）がありましたか。スリの被害は含めないでください。」と質問した。その理由は、「強盗」の法律上の定義が国によってかなり異なることから、それらの違いを超えて、身体に対する犯罪の一種として「暴行や脅迫を手段として金品を奪われた（未遂を含む）ことがあったか」を問うICVS本来の調査の趣旨を生かすためである。したがって、ここでいう「強盗」には、日本の場合、法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する犯罪行為が含まれる。

5 「個人に対する窃盗」は、第1回調査（平成12年）においては「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」及び「不法侵入」以外の窃盗であり、第2回調査（平成16年）及び第3回調査（平成20年）においては「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」及び「ひったくり」以外の窃盗である。

6 「性的事件」の被害率は、第1回調査（平成12年）及び第2回調査（平成16年）は、女性回答者に対する比率であるが、第3回調査（平成20年）においては、男女を問わず全回答者に対する比率である。第3回調査（平成20年）から本来のICVSの形に沿って性的被害は男女共通で全対象者に調査することとした。

7 被害申告の有無については、複数回被害に遭っている場合、直近の被害について質問した。

### 3 犯罪に対する不安・防犯対策の状況・我が国の治安に関する認識

犯罪被害実態（暗数）調査では、直接の犯罪被害以外に、犯罪に対する不安、防犯対策の状況、現在の我が国の治安に対する認識等多様な項目についても同時に調査している。ここでは、その中から、犯罪に対する不安等についての調査結果の経年比較を行う。

#### (1) 犯罪に対する不安

犯罪に対する不安は、次に掲げる図4のように、第1回調査（平成12年）の時が最も低く、第2回調査（平成16年）において不安が高まったが、第3回調査（平成20年）においては、やや改善した。刑法犯の認知件数の推移を見ると、平成14年に戦後最高を記録した後、19年まで5年連続で減少している。しかし、犯罪に対する不安に比較的大きな影響を及ぼすと考えられる身近な犯罪である傷害、住居侵入及び器物損壊は、16年以降若干減少傾向にあるものの、全体の傾向とは異なり依然として高い水準の認知件数を維持しており、暴行の認知件数は11年以降増加が続いていることから（図5参照）、犯罪に対する不安の

改善度も小幅なものに留まったものと考えられる。

#### **ア 夜間の一人歩きに対する不安**

「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか」との間に対して、第2回調査で減少した「とても安全」、「まあまあ安全」とする者の比率が、第3回調査では、やや回復し、「とても危ない」、「やや危ない」とする者の比率が少し低下した（図4①）。

#### **イ 自宅に夜間一人でいることの不安**

「暗くなってから自宅に一人でいるとき、どの程度安全であると感じますか」との間に対して、第2回調査では「とても安全」とする者の比率が8.7ポイント低下し、その分「やや危ない」とする者の比率が増加したが、第3回調査では、「とても安全」とする者の比率が第2回調査よりも3.5ポイント上昇し、「やや危ない」とする者の比率が2.0ポイント低下した（図4②）。

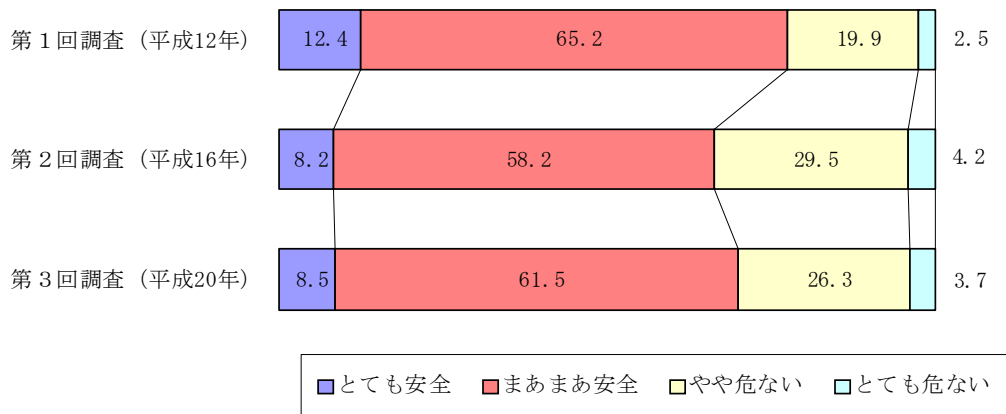
#### **ウ 自宅において不法侵入の被害に遭う不安**

「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入しようとするについて考えてみてください」との間に対して、第3回調査においては、第2回調査よりも「あり得ない」とする者の比率が6.2ポイント上昇し、その分「あり得る」及び「非常にあり得る」とする者の比率が低下した（図4③）。

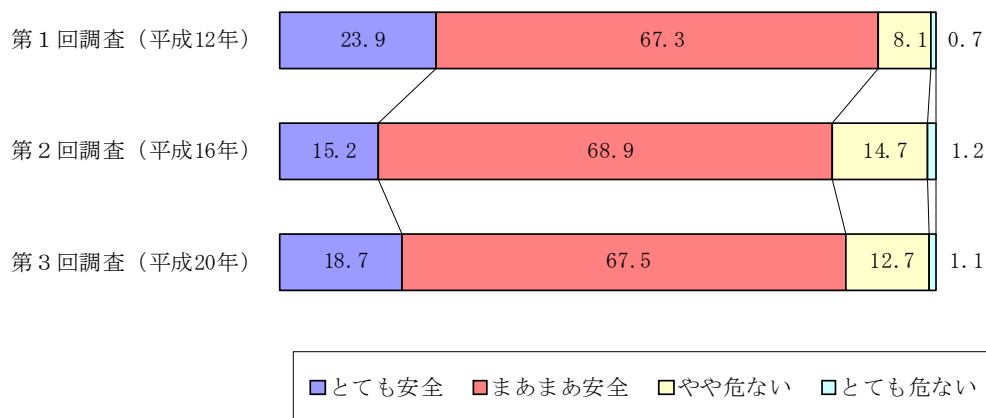


図4 犯罪に対する不安の経年比較

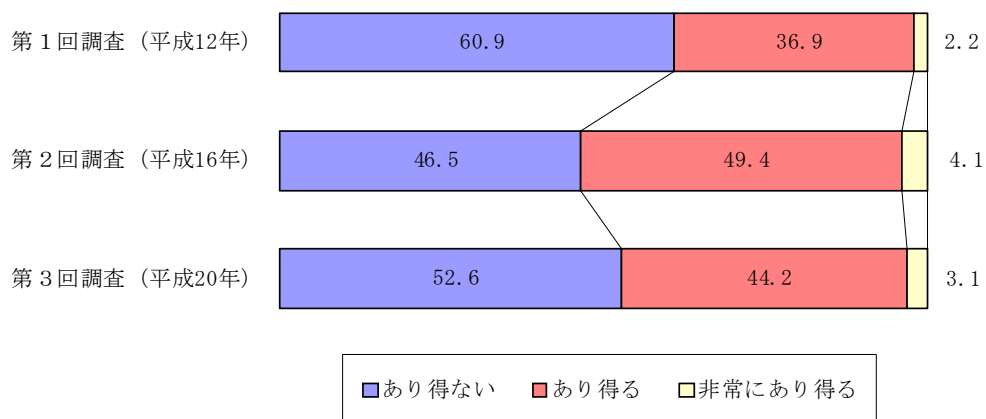
① 夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人であることに対する不安



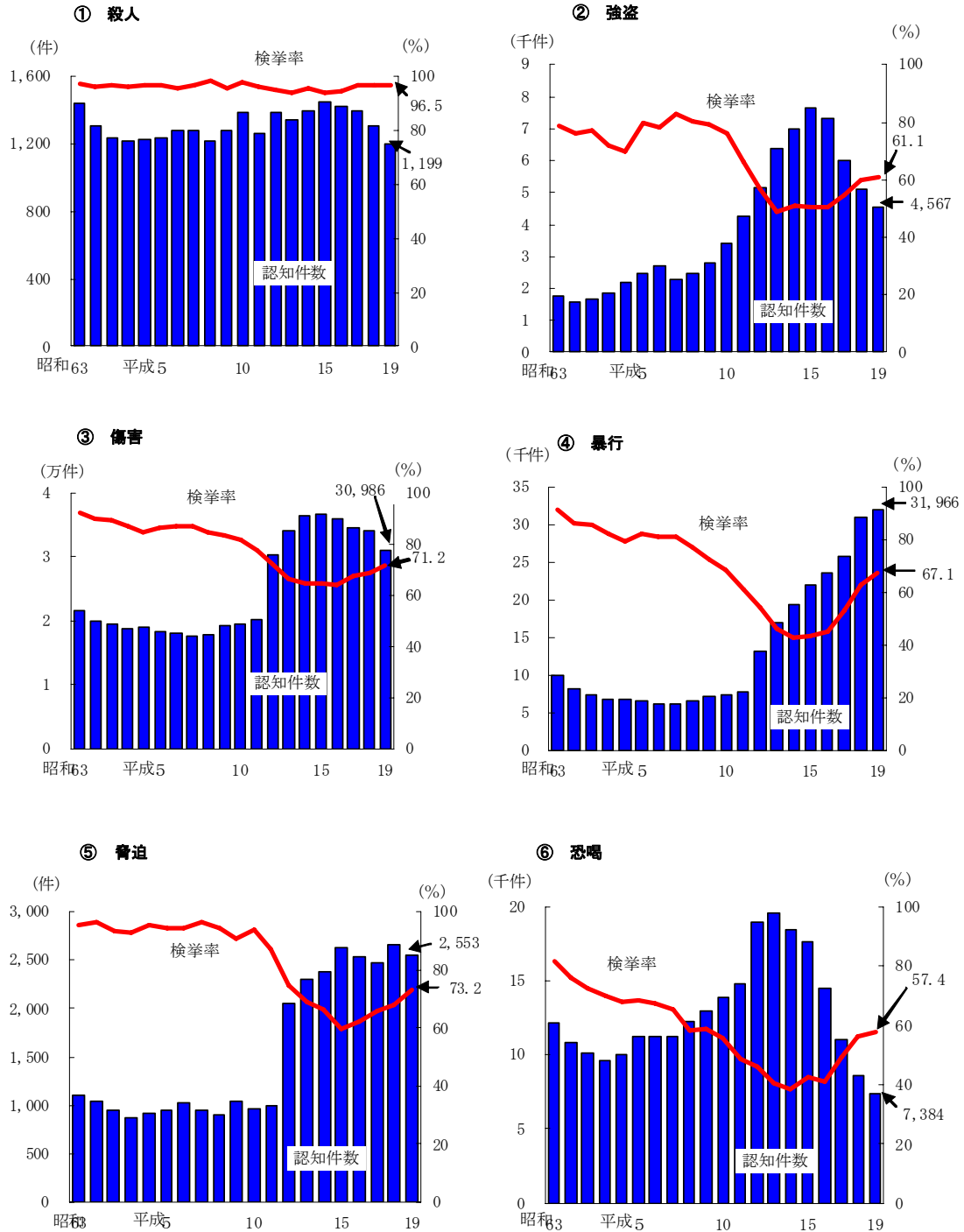
③ 不法侵入の被害に遭う不安

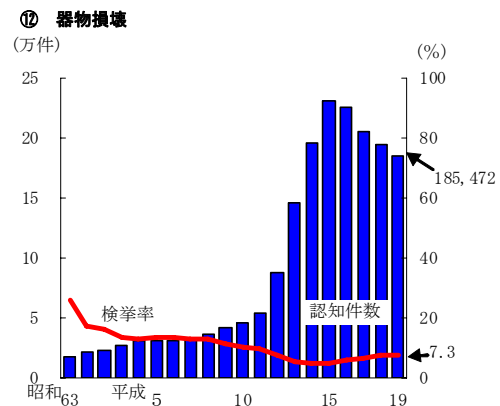
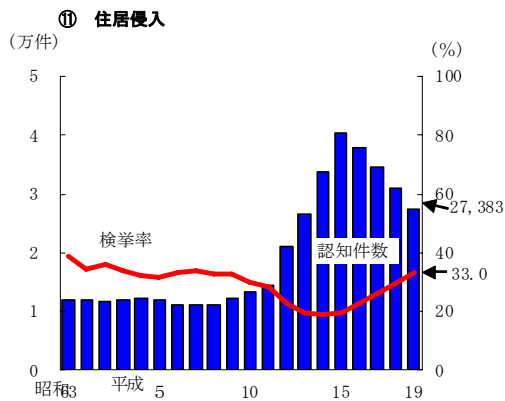
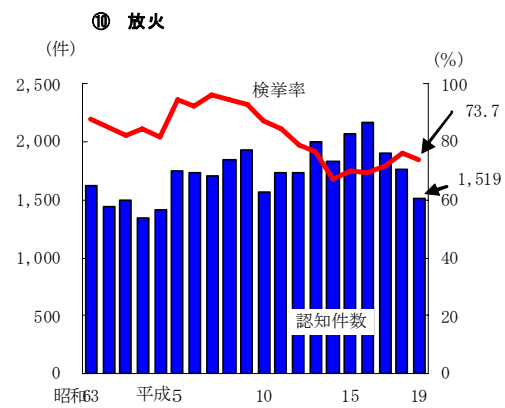
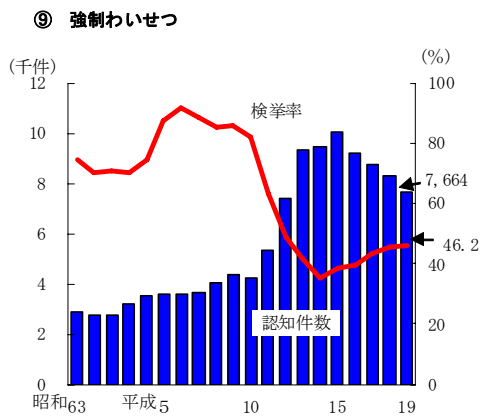
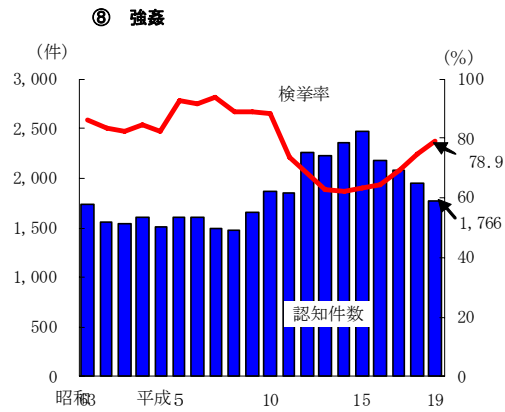
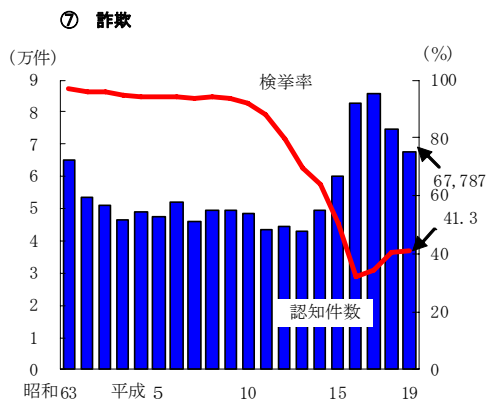


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「わからない」と答えた者を除く。

図5 窃盗を除く一般刑法犯の主要罪名別認知件数・検挙率の推移

(昭和63年～平成19年)





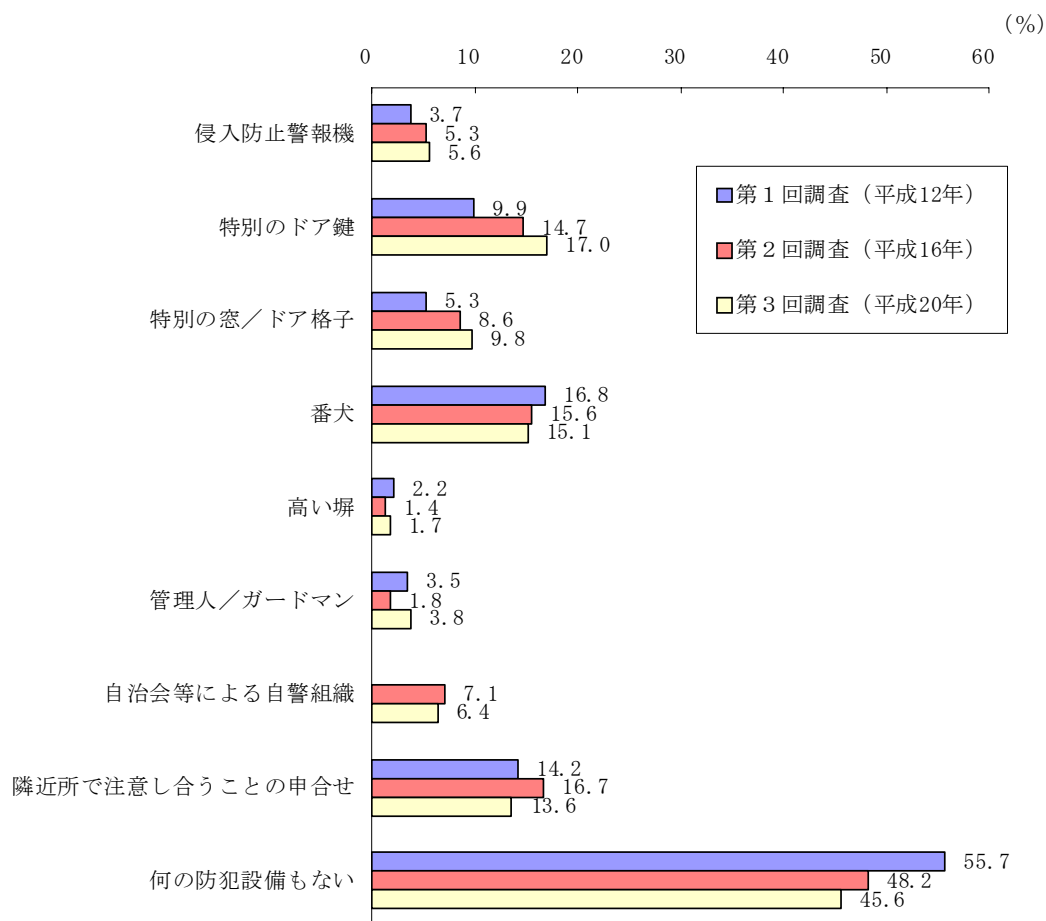
注 1 警察庁の統計による。

2 横領、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、略取誘拐・人身売買、賭博・富くじ、通貨偽造及び文書偽造等並びに女子検挙人員及び少年検挙人員のデータについては、CD-ROM参照。

## (2) 防犯対策の状況

防犯対策の状況について、第1回から第3回までの調査において顕著に認められる傾向としては、①侵入防止警報機、②特別のドア鍵、③特別の窓／ドア格子といった住居の防犯設備の設置率の増加及び「何の防犯設備もない」とする者の比率の低下である(図6)。

図6 防犯対策の経年比較

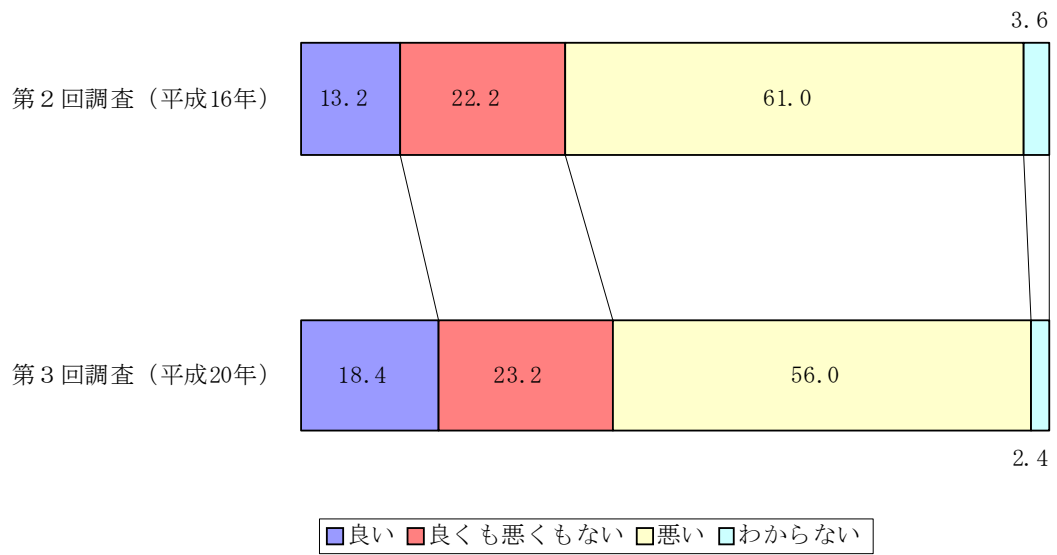


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 複数回答である。  
 3 「何の防犯設備もない」は、第1回調査においては、防犯設備等で「護られていない」と回答した者を計上している。  
 4 「自治会等による自警組織」は、第2回調査から選択肢として設けた。  
 5 回答者総数に占める各項目の回答者の比率である。

### (3) 我が国の治安に関する認識

以上をまとめた我が国の治安に関する全般的認識を見ると、第2回調査に比べて第3回調査では、「良い」とする者の比率が5.2ポイント上昇し、その分「悪い」とする者の比率が低下した(図7)。しかし、「悪い」とする者の比率は、第3回調査でも依然として過半数を超えており、国民の治安に関する認識はなお厳しいことが分かる。

図7 現在の我が国の治安に関する認識の経年比較



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 「良い」は、「とても良い」と「まあまあ良い」を合計したものであり、「悪い」は「やや悪い」と「とても悪い」を合計したものである。